

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

発行日 2016.3.1
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市石森1丁目
24-16
TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

避難者原告団だより 第15号

2月17日(水)、第15回目の裁判(本人尋問)が実施されました！

今回は、楡葉町の方が2名と、浪江町の方1名の尋問が実施されました。いつもながら、原告の一人お一人の過酷な避難の経過と、避難生活中の現在、家族や自分の周りの人々との関わりの中での悩みや苦労や葛藤が赤裸々に語られました。今回の方々は全員が各町設置の仮設住宅に生活されており、震災から5年を迎える今、当初は、あくまでも短期間(長くても2年程度)の予定で建てられた「応急仮設住宅」であったがために、建物の老朽化と劣化が進み、その都度、応急修理をしながらの生活であることを述べました。裁判官や東電側の代理人弁護士には、きっと、原発事故以前の私達がそれぞれの自宅で生きがいや役割を持って、家族と過ごしていた事実を、すべて共感できるわけはありませんが、もし、本当の人間としての当たり前の感情があるならば、ああ、もしも、この原告の方が自分の親・きょうだいだったら、とか、自分が同じ立場だったら、と、思いはせることはないのかなあ、と、私は、つくづく感じました。それから、東電側の弁護士が、しきりに楡葉町の山田岡地区集会所のモニタリングポストの数値が、0.13マイクロシーベルトであるから放射線の影響は心配ないのでは？という趣旨のバカげた質問をしていましたが、私達はとっくにモニタリングポストが設置されている場所は公共施設が主であり、表土を削り集中して除染した場所だから数値が低いことを知っています。相双地方は、山林が多いのですから、家の周り20メートル内とか、モニタリングポスト近辺のみだとか、そんな狭い範囲だけで日常生活が送れるはずなど無いのです。

※裁判期日報告ニュース作成者は、笹山尚人弁護士です。(別紙参照のこと)



👉 法廷前のデモ行進の様子(広田弁護士のシュプレヒコール！)

「公正な判決を求める署名」の提出の様子(全国からの協力:のべ77508筆👉)

【重要なお知らせ】

避難者訴訟原告団総会のご案内

日時：2016年3月23日（水） 午後4時～5時30分

場所：いわき市飯野八幡宮会館

別紙、弁護団作成の「3月23日の原告団総会に関するご連絡」をお読みにになり、多数の方々のご参加をよろしくお願い申し上げます。弁護団から、今後の裁判予定の重要なお話し等があります。

※なお、3/23当日は、「第16回いわき市民訴訟期日」です。連帯の参加も合わせてよろしくお願い致します。

【原告団の皆さんへ いつもの連絡とお願い】

①法廷内の「原告席」は、裁判所への事前登録制になっております。

原告本人尋問者・尋問者のご家族・原告団役員が着席します。

②「特別傍聴席」は、原告になっている方のみが着席できます。

③「一般傍聴席」は、抽選に当選した方が着席できます。



※必ずしも、参加者全員の座席を確保できない場合がありますので、ご了承下さい。

【今後の裁判スケジュール】 多くの原告団・支援者の応援参加を、よろしくお願いいたします！

※但し、一般傍聴席券は抽選になりますことをご了承下さい。午前午後の傍聴参加者入れ替えも

配慮いたしますが、それでも傍聴席券が足りない場合の際は、飯野八幡宮会館でお待ち下さい。

裁判終了後、弁護団からの報告集会があります。 ※昼食は各自でご準備下さい。

第16回 4月 27日（水） 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

以下は、平成28年（2016年） 予定日。※変更する場合があります。

第17回 6月 15日（水） ※終日 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

第18回 8月 24日（水） ※終日 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

第19回 10月 19日（水） ※終日 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

第20回 12月 21日（水） ※終日 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

